

第1回役員会議事録

日時：平成20年5月16日（金）17：00～20：55

場所：聖路加看護大学1階会議室

（役員） 井部、安酸、井上、小泉、中村、深山、村嶋、野嶋、坂本 欠席 中西
（事務局）山口、畠山、高村、武内、山田、平林（記録）

配布資料

平成19年度事業活動報告書

資料1. 第6回役員会議事録（案）

資料2. 平成20年度日本看護系大学協議会事務局体制

資料3. 平成20年度日本看護系大学協議会役員名簿

資料4. 平成19年度活動方針・平成20年度活動方針（案）

資料5. 平成20年事業活動計画書

資料6. 看護学教育評価機関検討委員会の平成20年度の体制について

資料7. 平成19年度計算書類

資料8. 法人化の調査検討状況

資料9. 日本看護系大学協議会収支予算書（案）

資料10. 平成20年度新会員校一覧

資料11. 平成20年度日本看護系協議会総会次第

資料12. 平成21年度役員候補者

資料13. 「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」（医政発第1228001号）に関する日本看護協会の見解について

資料14. 専門看護分野「家族支援」分野の特定について

追加資料 2008年看護学教育に関する見解(案)

追加資料 看護学教育に関する見解（案）に対する意見

追加資料 平成20年度日本看護系大学役員推薦委員会からの検討事項

追加資料 12thEAFONSに向けて

1. 20年度新役員紹介

小西委員の後任として濱田委員が就任された。濱田委員より挨拶があった。

2. 平成20年度日本看護系大学協議会名簿作成の電子化について

井部会長より、本年度から名簿作成を電子化すること、初年度は入力作業が必要であり、各大学に依頼すること、次年度以降は修正により名簿作成が可能であること、本システムにより検索作業が可能となることが説明され、委託業者の紹介があった。

委託業者（株式会社プリカ）担当者より入力についての説明（デモンストレーション）があった。

<入力>

注意事項 「同意する」にチェックがされるとログオンできる。ID、パスワード入力 「新規」で情報追加を行う。氏名・ふりがな・職位（選択）・専門領域（選択と入力）登録を押す。修正や削除：修正箇所を入力して更新ボタンを押す。削除の場合は実行の確認が表示される。

<検索例>

「学校名」に「聖」と入れれば「聖」の文字がいずれかの位置に入った学校情報が表示される。さらに、「地域」（地図上でクリック）で学校名を入れれば検索が絞れる。代表者で大学を検索する場合も、「部」と入力すると、氏名のいずれかに「部」を使用した代表者が所属する大学が検索される。

「氏名」、「ふりがな」も同様。さらに領域（地域看護学など）で絞り込むことができる。同様に職位等でも検索可能である。並べ替えの機能もある。

検索機能を前提とした入力方法について検討された。

- ・ 入力は、初年度については、名簿が事務局よりエクセルで届けられるので各大学で入力してもらうことになる。
- ・ 次年度以降は各大学において「修正」を行う。修正した内容はリアルタイムで入力者が確認することは可能である。その後更新したい場合は業者に連絡をして更新できるようにする。各大学が修正を実施したかどうかのチェックについては、更新されたら分かるようにはなっているが、個人情報のこともあり、事務局などが外側からチェックすることは難しいのではないかと。
- ・ 修正時期については、現在のところ、毎年ある一定の期間に区切られると予想される。一定期間を過ぎて修正を行いたい場合は業者に連絡をして更新を行うようにする。
- ・ 複数入力が必要な項目がある。役職名や、専門領域など。特に複数入力が必要な専門領域の入力について論議された。WEBシステムの場合は、一定の標準化がないと項目数が多すぎてしまう。選択にするか、自由入力にするのか、項目数や範囲について助言がほしいと業者から依頼があり、意見交換が行われた。
- ・ 「母性看護学・助産学」などの表示はどうか。また大学独自の領域を設けているところなどがあり、かなり領域名のつけ方は異なる。一定の標準化を行うこと、「その他」の欄を設けて入力が可能にすること、文字数(20文字までなど)や領域選択数を最大3領域までに制限するなどの意見があった。また、「その他」の欄の検索は、文字から拾うことが可能であること、「google」のようにいくつかの領域が検索できるようにする案などが出された。
- ・ 全体の方向としては、領域の表示は一定の標準化を行い選択をしてもらう。日本学術振興会の表示を標準化の際に考慮する。選択数は3つまでなどの制限をする。標準に入らない領域名については、「その他」に記入できるようにする。「その他」の欄は自由に書き込む方法を取る方向性が示された。また、看護ではない領域は「その他」を検索して入れるようにする。
- ・ 一文字で検索するようなことがあまりないのではないかと。部分検索や全体検索になるのかによる。
- ・ 検索の使用頻度が高いのは、ある専門領域の人材がどこに所属しているのかという内容であろう。
- ・ 検索機能は、ログオンした人は使用可能である。編集機能については特定される。
- ・ 総会では、特に入力について検討を受けた内容を修正し、業者より説明されることとなった。

3. 平成19年度第6回役員会議事録(案)確認 (資料1)

第6回役員会議事録について、各自読んで修正点等があれば指摘することとなった。

4. 平成20年度事務局体制について (資料2)

井部会長より、20年度の事務局体制について資料に基づき説明された。

庶務担当は村嶋委員から坂本委員に変更となった。会長・総務・会計・ホームページの学内事務局は変更なし。会計役員(野嶋委員)も変更なし。総会・役員会・データベース担当の学内事務局が野村から平林に変更となった。また、新たに、12thEAFONS2009担当として、田代氏・長松氏が担当することになった。新事務局が資料に併記されている。5月に引越しを行う。メールはあるが電話・FAXは未定であることなどが説明された。

5. 平成20年度役員の役割分担について (資料3)

資料3により、分掌する委員会名の確認が行われた。

- ・ この表は委員長を表記している。
- ・ EAFONSは、12thEAFONSとして表記していきたい。
- ・ 法人化推進プロジェクトについては、前回事務所整備が終わったので、新しく法人化推進プロジェクトとして追加したと井部会長から説明があったが、委員会の名称について次のように検討があった。
- ・ 法人化のプロジェクトは昨年1度もきちんと話し合わず、明確化されていないことや、他学会の例などから、一度決定してしまうと変更が難しく、組織や役割も変わってくるので慎重に行うことが必要である。「法人化検討プロジェクト」が妥当であろう。次回の執行部に渡すことになるので、推進はしたいが検討の段階であろう。法人にしないと、会長個人名義で事務所・電話などを引き受けることになる。公益法人にするためには、世間に門戸を広げることが必要であり、税金面など検討内容も多い。「法人化検討プロジェクト」に名称を修正する。
- ・ 法人化検討プロジェクトの名称に修正し、総会では活動方針を先に提示して、法人化の検討について提案を行う。総会次第では、活動方針の後に役割分担を提示することとなった。

6. 平成 19 年度各事業活動報告

(平成 19 年度事業活動報告書)

平成 19 年度事業活動報告を各担当が確認した。総会で各委員会から報告を行うことが確認された。各委員会 3 分で総会では報告する。

7. 「看護学教育に関する見解案への意見」について

(資料)

井部会長より、パブリックコメントの返信結果について説明があった。返信期限が短かったが、本日 12 時までにはコメントの返信を依頼していた。統合カリキュラム、保健師教育助産師教育に関連した内容、その他多様な内容であった。見解への肯定的な意見は少なかったが、それぞれの立場での意見がみられた。

見解およびパブリックコメントをどのように扱うかについて検討された。

コメントの印象

- ・看護系大学協議会の性質を改めて考えさせられた。協議会の権限を強化するような意見から、様々な意見が来ている。総会では出された意見を提示し、1 年かけて検討することを提案したい(井部)。
 - ・字句の訂正から、期間が不明といった内容から、保健師・助産師は大学院教育へという意見、またこのままでという意見など多様である(村嶋)。
 - ・どの方向に向かって何を出したいのかが明確でないという意見もみられている。保健師・助産師教育については、これまでも繰り返し出されている内容であり、意見が一本化したことはない(野嶋)。
- なぜ今この見解を出すに至ったのか、出す意味はなにか。
- ・見解が出された背景として、規約の目的があるが、その目的の限界があって出たのか、あるいは目的を達成しようとして見解なのか、よくわからないので回答できなかった(濱田)。
 - ・統合カリキュラムで教育しようとしているのか、保健師助産師を大学学部教育から外に出すのか、それぞれの大学の理念に基づくことが大切であり、それを尊重しますというのがこの精神である。過去に見解を出してきた経緯から、現時点を示す役割はあるのではないかと(井部)。
 - ・助産に関してはこれまでパイオニアのところをやってきた。大学がリスクをとりながらやってきたことに対して、なぜ何かを言わなければならないのか、パイオニアになるところは自らの考えで行えばよい。この協議会で何かを言う必要があるのか。また、2006 年の見解を超えているのかと考えると、特に大学院教育に関しては反映できていない。医学領域では基礎医学の研究者が育っていないことにあせっているが、看護の大学院教育に対しても真剣に取り組まなくてはならないと思われる。何のためになぜ出したいのかという原点に戻ったほうがよいのではないかと(野嶋)。
 - ・今回これだけの意見が出されたということは短い時間の中でも一定のインパクトがあったことを示している。今回のことを一つの時点として捉え検討していくことがよいのではないかと(村嶋)。
 - ・過去の話し合いで、見解や声明をどのくらいのインターバルで、何を目的に出すのかわからないという話になったときに、これだけ動く情勢の中で黙っていてよいのかという意見があり、協議会としての立ち位置を検討しようということが出されたことと記憶している。賛否両論ある中で、“指定規則をはずすことが時期尚早である”といった立場からはじまり様々なレベルの意見のコンセンサスを得る方向性を出すことはとうてい無理な話である。そもそもこの協議会は大学の自治の集合体の上の成り立っている中でどんな役割をとるかであって、指定規則をどうするかという話から扱い出したら、政治的なことになってしまう。見解の 2-3)「看護学教育における学士課程と大学院教育」の項で関与している問題から言えば、専門看護師の認定や高度看護実践では、かなり先を見通して APN を大学院教育の中でどう教育していくのかを示すことが必要であると考え。見解では博士課程のことが全くでてこないが、世の中では DNP が取りざたされている状況である。そのような状況を踏まえて先取りして見解を示すくらいのことをするのが、アカデミック集団としての役割ではないだろうか。国家試験資格の検討は各大学が行えばよいし、NP を作り出しているようなことを狙上にのせはじめたら専門教育課程認定委員会などは成り立たなくなってしまう。各大学の事情にひきずられてはいけないと考える。もう一度見解を見直したらどうか。他領域・他学問にもひけをとらない、10 年先を見ているという見解であってこそ本協議会が出す意味があると考え。現在のままではアニュアルレポートのレベルである。格調高い内容が望まれる(井上)。
 - ・学術の発展にどう寄与するのかを示す必要がある。あまりにも現実的な問題に引っ張られすぎている。2006 年のほうが具体的現象にひきずられていないように感じる(野嶋)。

総会にどう示していくのか

- ・この時点から総会までの間になんらかの形で集約するのは難しい。意見は修正せず出すことにしたい。いただいたコメントは、責任上総会で触れないわけにはいかないと考えている（井部）
- ・協議会という立場で出す限りは、そのままというわけにはいかないと。このことに触れないということではなく、もう少しトーンを変え、見解を広くし、先を見るように出す必要がある。出し方だと思ふ（野嶋）
- ・2006年の見解作成に関与したときには、短時間でともかくまとめた印象がある。このようにきちんとは行っていない。今回は一応丁寧にやりとりをしている。これをもとに今後検討していきますということを出す。今回これだけの意見が短時間でも出ているので、考えていかなければならないという意味で出したらどうか（村嶋）
- ・これをベースにすることが本当によいのかという疑問がある。執行部のメンバーが変わったとしても、見解は当然引き継いでいくようなものであるべきである。意見を得る時間が短く本当に意見が聞けたのか、さらにマジョリティの意見が本当によいのかという問題がある（野嶋）
- ・数が少ないとはいえ、これだけはっきりと意見が出されているのは事実である。大学は自律して行くべきであるということが骨格にあるならば、これだけの意見についてなんとかしてあげようということではない。公開し透明性をもって、これだけのことを考えている人がいるが、大学協議会ではこのような方向を持って動いていることを出す意味がある。これだけの意見が出てきたということは、皆真剣に受け止めているということは理解できる。また、「見解」という言葉でこれまでも出してきた経緯からくるタイミング的な意味合いと、社会情勢から見てリセットする意味でも大学協議会の骨格は変わらず、自治をもってやっぺいこうという姿勢を示す意味はあるだろう。現在は非常に変化が大きい時期にきている。NPのことなどもある。発展していくためにはいろいろなことをやっぺいこうということである。協議会の姿勢の骨格は揺らいではない（坂本）。
- ・骨格が揺らいではないと本当に言えるのか。変えないという前提で論じるのは問題ではないか。変わるかもしれないと思っぺ書いている。自由度をますます保証するというように変えるなら、そう変えることを提示すべきである。もっと立ち位置を明確にすべきである（野嶋）
- ・意見を求める期間があまりに短かく、自分のところでも大学内にまで回すまでは至らなかった。他の大学でも、おそらく大学内に行き届いていないのではないかと思われる。総会では、再度呼びかけてパブリックコメントを出してもらおう。その結果、非常に多様な意見が出てくることは予測される。それはそれで、それを踏まえた上で本協議会がどんな種類の声明を出すのかということから論じた方がよい。得られた意見の数に応じていこうとすると、あまりにも現実レベルの話になってしまう（井上）
- ・何のために意見をもらおうとしたのか？見解があっぺはじめて意見を得ようとしたのだから、なんのために出そうとしているのかは言わないといけなない。単に意見をくださいとはいえなない。役員会ではなぜ意見を募るのかという話になる（坂本）
- ・それは見解の中で踏まえられているのではないか（野嶋）
- ・寄せられた意見は全体の1/3程度で、非常に少ない。役員会としては皆さんに意見を得た上で見解を修正して行くので意見を出してほしいという説明を行う。見解そのものについて総会決定することは今回は行わなない。出された意見は大学名を伏して一覧表にして出すことにしたい。得られた内容について再度高等教育行政対策委員会で検討し、見解そのものを吟味して、修正するなり次の執行部に引き継ぐなりする。（井部）

今後の検討に向けて

- ・高度実践看護師制度推進委員の中でも、2006年よりも大学院についてまだ十分書ききれていないと考える意見も多い。大学院は、高度実践家養成だけではなく、看護学を促進する人材を養成するというもう一つの視点を加味してほしい。大学院教育についての意見を加味してほしいという意見を周囲では持っている。項目を増やすなどが必要ではないかという意見が出ている（野嶋）
- ・委員会としての意見を取りまとめてもらうこととなった。

8. 平成20年度活動方針

（資料4）

各方針について井部会長より説明があり、検討され記載の修正がなされた。
看護系大学教育の質の保証 「看護系大学教育の質の向上」とする。

- ・「評価体制の確立」は、「確立」まではいかない(村嶋)。目標も含めた内容である印象がある(深山)。「評価体制の構築」とする
- ・「FD/SDの充実」については、本来はSDとすればFDを含むことになるが、文科省がFDを決めているので、FDを入れた方が法律にはのっとっているかと考えた(井部)。各大学の中ではSDの充実も必要ということが出ているものの、協議会の中での検討内容はFDに限っているのでSDまで入れると広がってしまう(安酸)。「FDの充実」とする。
- ・「博士課程の国際シンポジウムの開催」「12thEAFONS (The East Asia Forum in Nursing Scholar)の開催」とする

「高度実践看護師制度の推進：看護系大学協議会の中での合意形成の向けての検討」を入れる。

組織基盤の整備と強化

- ・「法人化」は、「法人化の検討」とする。
- ・「役員選出と活動支援」については、役員選出方法は様々な問題があり、1年かけて検討する予定である。増員に関しては来年の総会のときに規定の改正とともに出そうと考えている。前回1:1:1のバランスを変更しないことになっていたが、それは本当によいのか気になりはじめている(野嶋)。「役員選出方法の検討」とする。

広報の充実と社会的メッセージの発信

- ・社会的メッセージの発信が含まれているのは何か課題があったのかという質問に対し、高校生向けへの広報について課題があったことが説明された。

会員校間の情報交換の支援

- ・会員名簿のことも含まれる

9. 平成20年度事業活動計画案

(資料5)

1) 常設委員会

専門看護師教育課程認定委員会

井上委員長より資料に基づき説明があった。大きくは変わっていないが、昨年度から専門看護師教育課程認定の更新が開始された。堀井委員が林委員に代わって承認された。今回のみ任期3年となる委員会である(ねじれ現象を解消する)。

高等教育行政対策委員会

井部委員長より資料にのっとり説明があった。今年は特に英文献のレビューを行うと考えている。4)については、パブリックコメントに対して検討していくことが活動の主旨には合っている。金川委員が非常勤となった。協力者の野村委員の所属が変更となったので訂正する(聖路加看護大学 国際医療福祉大学)。

ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会

安酸委員長より資料に基づき説明があった。同じメンバーで2年目に入る。もう一年パネルディスカッションを行う予定である。内容を昨年とあわせて報告書を作成することを検討している。

看護学教育研究倫理検討委員会

小泉委員長より資料に基づき説明があった。将来的には調査を21年度に実施する。20年度は臨地での実習における倫理的な問題についての文献レビューやフォーカスグループインタビューで問題を探求する。昨年「看護学教育における倫理指針」をHPに掲載した。活用してもらうために印刷物の配布を考えている。メンバーは変わらない。

広報・出版委員会

濱田委員長に交代したため、資料に基づき井部会長より説明があった。高校生に向けての広報をHPにするために、コンテンツ作成の検討に入っているようである。HPを使って、高校生だけでなく、広く社会に広報する方策を考えて欲しい。活動内容をとりまとめ、必要なら出版する。

小西委員には引き続いていただく。岐阜県立看護大学に所属変更された。

役員推薦委員会

野嶋委員長より説明が行われた。役員選出方法について、新たな規定を作成する。選出方法については様々な問題があるので、それらを検討し、21年度の総会に提案することを考えている。メンバーは、小西委員が入っていたが、役員でなくなられたので、継続で濱田委員(日本赤十字看護大学)にお願いしたい。井上委員案は削除とする。

19年度の総会に平成22年および23年度の幹事 20年度の総会に21年度、22年度の幹事に訂正。

2) 臨時委員会

高度実践看護師制度推進委員会

野嶋委員長より資料に基づき説明が行われた。1年間かけて検討してきた。いろいろな方と話し合いをして決定していくプロセスに入っている。役割拡大が可能となる能力の育成ができるような教育課程について検討する。特に裁量権に関する能力、プライマリーケア提供に関する能力が可能となる教育について、現時点では、専門看護師として有する6つの機能に、これらの機能を踏まえて「高度実践看護師」としての専門看護師の養成を検討するという会議をもっていきたいと考えている。いろいろなどころで議論がある。なんらかの形で合意に至ることを期待している。

メンバーについては、僻地看護領域として石垣和子委員を要請している。小西委員は継続していただき、所属変更（岐阜県立看護大学）となる。

看護学教育評価機関検討委員会

村嶋委員長より説明があった。また資料6を用いての説明もあった。19年は学士課程の評価を試行した。20年度は新たな学士課程校の評価を試行する。評価部会を組織する。その結果を踏まえて報告を行う。試行結果を踏まえて評価項目等の再検討を行い、認証評価となりうるようなものを模索する。メンバーは、これまでのメンバーに加えて高橋真理委員（北里大学）（次年度の役員）を検討した。内諾を得ている。文部科学省の小山田恭子氏にオブザーバーとして出席していただきたいと考えている。事務所移転に伴い、様々な資料を移して事務所で作業ができればと考えている。

文部科学省の大学評価研究委託事業も応募する予定である。資料は、現在2箱以上ある。物品の保管、会議等も開きたいと考えている。業務量も把握したい。

高橋委員の承認と、事務所使用について承認された。

国際交流推進委員会

村嶋委員長より説明があった。国際的な活動、対応が求められた時の日本看護系大学協議会の窓口となる。博士課程の質評価についての申し入れの窓口となる。2009年のEAFONSの企画委員を開く。メンバーは変わらないが、協力者として永田智子委員（東京大学）が入る。

EAFONS12 企画委員会

村嶋委員長より説明があった。名称は、12thEAFONS よいと考えている。企画委員会をつくって行っていく。代表者は井部会長、村嶋委員長の名前で出す。

次に追加資料（12thEAFONS に向けて）に基づき説明があった。これまでよりも、もう少し博士課程を通して行っていることに焦点を絞る。委員会の役割は企画準備。構成メンバーは資料の通り。拡大準備委員会を組織する。これは、博士課程を持つ、あるいは作ろうとしている大学に協力者への案内を募る。役割分担は資料の通り。主な会場は聖路加看護大学。JANPUとの関係は資料に示すとおり。参加者は、国内・国外で演題登録者を優先して300名が限度。ある程度アットホームに行う。スケジュールについて検討（資料3ページ）した。自主的に運営するネットワークミーティングや Student の企画を募ったらどうかと考えている。

参加費は資料の通り。スピーカーには宿泊費を支出する。寄付や広告を予定。現在コンベンション会社との交渉を行っている。日本看護系大学協議会事務局を通して、博士課程を持つ47校に拡大準備委員会についての案内を送付した。5月23日の総会後で懇親会前に準備会を行い、内容の紹介、担当者になってもらいたいと考えている。担当者の役割として、周知の担当・査読担当・当日の役割や企画などがある。その説明を行う。

この説明に対して質疑応答および内容の検討が行われた。

- ・博士課程が現在ないところはどうするかについては、キャパシティとのバランスの問題と考えている。演題を出してもらえ人を優先にする。
- ・拡大委員会への参加だけでなく、スタンスとしてこれらの活動に関わなくてよいのかという質問については、EAFONSがもともと対象しているのは、博士号を持っている、博士課程のある程度の学生、博士課程に在籍している Junior Faculty は対象となる。しかし条件をいちいちいえない。早い人でさらに演題者が優先される。博士をもっていない大学の参加は、キャパシティがあればよいのではないかと。

- ・日本人の参加費用はもう少し高くてもよいという意見が出されている。またリーフレットのマークは JANPU のマークを使用することとする。大学マークは 2 大学が行っているようなのでよくない。

事務所整備・法人化推進プロジェクト

坂本代表より説明があった。総会終了後、5 月中に事務所に引っ越す。事務所整備が落ち着いたら、事務所整備プロジェクトは終了となる。法人化については、法人化の検討ということで勉強会からはじめることになるだろう。現在、井部会長が個人名義で事務所を借りるという形になっている。

法人化は大きなことなので会員校の人を含めるなどを考えたほうがよいという意見が出されたため、現在のメンバーに関しては、事務所整備プロジェクトメンバーのみとし、事務所整備が終了したらその任を終了する。「法人化推進プロジェクト」は削除する。

10. 平成 19 年度決算・監査報告

(資料 7)

野嶋委員、山口事務局長より資料に基づいて説明があった。財政状況としては、文科省の教育評価受託事業で委員会活動の経費もまかなえた。専門看護師の教育課程認定が収入を増やすのに貢献した。通常活動を維持するには健全な運営となった。繰り越し金も増加した。

将来的に法人化を検討していたため、今回は法人会計に準じて必要な書類の形式を整えた。

- ・貸借対照表：負債は謝金の源泉徴収税の預かり金があったため。
 - ・財産目録：敷金は契約解除時に戻ってくるので固定資産として計上した。
 - ・収支計算書：資料のとおり
 - 事業費、管理費を分けて記載した。
 - 看護学教育評価機関検討委員会は、文部省の受託事業費から支出できたので本会計からはほとんど支出しなかった。
 - ・参考資料として、【 経常支出の部】の < 2 管理費 > の内訳がわかるように示した。
 - ・正味財産増減計算書：財産増
 - ・参考資料としてこれまでの計算書による形式のものを作成した。
- 5 月 9 日に監査が実施され、深山監事より、監査結果について報告された。総会での報告について検討された。
- ・収支計算書を先に出してもらう
 - ・公益法人会計基準にのっとった方式で行う。
 - ・参考資料(これまでの形式での会計の収支表)はつけない
 - ・山口事務局長が報告を実施するので、総会次第には山口事務局長を入れる。

11. 法人化の検討

(資料 8)

山口事務局長より、法人化について資料 8 に従って調査結果の報告があった。公益社団法人協会の相談窓口を通じて情報を得た。看護に限定した会員活動なので法人としては一般社団法人が適切。12 月に法人法の改正があるため、特に税制面で不確定な要素が多い。12 月の改正前に有限責任中間法人に申請するのは得策ではないと考えている。司法書士、税理士等に相談した。

- ・公益法人の認定は、公益性の高い活動を 5 割以上していることが条件であり、認定は難しいという印象がある。
 - ・有限責任中間法人を設立すれば 12 月に一般社団に移行される。準備資金が 300 万円必要。任意団体は解散し、有限責任中間法人に財産を寄付する形で 3~4 割の税金が徴収される。有限責任とは、社員が法人の責任を負わないことである。中間法人は通常の会社と同様に課税される。
 - ・NPO 法人の場合は、定款が必要。東京都との相談が必要であり、6 月に予定している。NPO 法人の場合は、不特定多数に対して活動を行っていること、入会資格に特定の条件をつけられないことなどから、会員の資格拡大が必要だが、会の根幹に関する。
- 井部会長より、税理士との相談結果の報告が資料に基づきなされた。
- ・任意団体で続ける選択肢もあるが、それでは事務所を借りることもできない。
 - ・中間法人は、自動的に一般社団法人に移行される。法人税法上すべての取引が課税されるため不利。
 - ・NPO 法人は収益事業のみに課税。公益上と収益とに分けて決算する。申請までに時間がかかる。現行の規定では会員資格を広げる必要がある。
 - ・一般社団法人は、認定により公益社団法人になると収益事業のみ課税対象となる。さらに公益法人で

あれば優遇措置がある。まだ試行されていないので不確定要素が多い。この場合は会員資格を広げる必要がある。

- ・法人化することは社会的信用、地位を確立するために必要。法人化する場合は、本協議会の目的からは公益法人系の法人格を目指すことが望ましい。すると、NPO 法人、中間法人、一般社団法人の3つのパターンが考えられる。各法人化の法律上、税制、会計等についての説明が資料8で確認され、それぞれの法人の比較が資料8の別表で確認された。
- ・懸念される事項として、公益法人の場合は、会員資格を看護系大学に限定していると認定されない可能性があがる。

山口事務局長より、一般社団法人の非営利団体は、公益法人とそれほど税金面で変わりがないのではないかという見方をする人もいる。一般社団法人化は届出だけで済む。今年12月1日以降に一般社団法人の非営利団体の税金面を見極めて法人化の決定をすることがよいとの結論になったと説明された。

以上の内容を踏まえて討議がなされた。

- ・一般社団法人は税金は高いといわれている。公益法人、NPO法人は定款が必要である。中間責任法人は税制面で問題がある。NPO法人であると、会員資格を限定できないという問題がある。
- ・日本看護科学学会の経験から、税金を払っても法人格が必要ということで法人化に動いた。
- ・法人化する場合は周知の準備が必要である。
- ・一般社団法人に申請するか(現在の会員資格でよい)、NPO法人(会員資格を変える)か、任意団体とするかなどの選択がある。しかし、任意団体ではPTAや同窓会と同じになってしまう。
- ・法人にすると団体名で事務所を借りることができる。

総会での報告とその後の動きについて検討された。

- ・法人化への動きについて雰囲気づくりになるが、日本看護科学学会の前例があるので決定については用心深くなっている。総会で簡単には決定できないだろう。12月の法律改正からの動きをみて方向性を決めることについては了解が得られるだろう。
- ・12月に状況が見えても、法人化していくには何ヶ月もかかると考えられる。
- ・法人化して、手続きがされるまでは、該当する会長名義で事務所を借りることになるだろう。法人化になるまでは次期の会長名義になるだろう。
- ・法人化の考え方があること、12月1日以降の情勢をみながら検討を続けていくことを総会で報告することとなった。

12. 平成20年度予算案について

(資料9)

野嶋委員長、山口事務局長より資料に基づいて報告があった。

法人化の資金は積立金から出すということで計算した。

収入

- ・収入 計3,572万円
- ・会員校収入は168校で計算
- ・専門看護師認定料は前年度と同額を計上した。
- ・EAFONS参加費等を計上した。
- ・文科省委託事業は未定なので0とした。

事業費

- ・各事業から申請された予算をそのまま計上した。
- ・EAFONS支出に関しては、現在のところ参加費収入と協議会からの200万円で執行する形で計上した。企画委員会からは支出がさらに増えることが予測されている。
- ・役員推薦委員会の会議は開かれる予定で計上した。
- ・事務所整備はまだ整備が残っている分を計上し、通信運搬は電話・FAXを、賃借料は多機能器をリースで入れるため、雑費は引越費用とした。
- ・総会後の講演は、いままでの実績から。講師謝金を計上した。
- ・役員会は実績から計算した。
- ・事務局費は、賃借料で増加した。
- ・経常収支差額

会費収入と経常的に使用する金額の差額を見ると、583万の赤字となる。繰越収支差額を差し引く

と 202 万円ほど余剰がある。これまでの計算だと繰越収支差額は収入に入っていた。法人化の予算で立てると繰り越し収支差額は当年度収入に組み入れることはできない。

予算について検討がなされた

- ・単年度の予算が赤字にならないように工夫する必要がある。
- ・昨年度と同様に繰越収支差額を組み入れることは、法人会計形式ではできないが、昨年度と同様に考えると赤字にはならないと考えられる。
- ・EAFONS を特別会計にしても、協議会から出るお金は変わらないので赤字の解消にならない。
- ・20 年度の収入として、取り崩し予算が組み入れられるようにしたらどうか。
- ・単年度の収支について検討が必要である。専門看護師教育課程認定審査料の予算が 300 万として計上できる。EAFONS の参加料を上げて、100 万円収入増とする。雑収入で寄付金 100 万が見込まれる。また各委員会予算をそれぞれ見直すこととなった。

13. 平成 20 年度新会員校について (資料 10)

新会員校について井部会長より資料に基づいて確認された。

- ・学部設置 5 校、大学設置 5 校
- ・申し合わせ事項 3 条により、新会員校は役員会で承認された。総会で報告する。

14. 平成 20 年度総会の運営について (資料 11)

資料 11 の議事次第案に基づいて運営について検討した。

- ・出席者数の確認を初めに行う。
- ・平成 19 年度の活動報告の後に 10 分の休憩を予定。後半に 20 年度の事項について進める。
- ・4)平成 20 年度庶務報告(村嶋) (坂本)に修正
- ・8)法人化の推進と具体的計画 「法人化の検討」と修正する
- ・10)平成 20 年度名簿作成の電子化についてははずして、4)平成 20 年度庶務報告で取り上げ、業者からのデモンストレーションをのちほど行うことを伝える。名簿の電子化の業者からのデモンストレーションは、情報提供の 3 番目として入れる。
- ・「看護学教育の見解」のパブリックコメントについては、2)19 年度活動報告の(1)役員会報告に入れる。その際、6 月いっぱい返信をしてもらうように依頼する。
- ・役員推薦委員については、2)19 年度報告 役員推薦委員会をはずし、5)20 年度活動計画 役員推薦委員会もはずし、9)平成 21 年度役員の選出において一連の経過と予定を報告する。
* 議題 16 で再度変更あり
- ・予算をプログラムの最後にする。

15. 平成 21 年度役員候補者 (資料 12)

資料の修正と資料の表示の仕方について確認された。

- ・野嶋美佐子 野嶋佐由美
- ・中山洋子(福島県立大学) (福島県立医科大学)
- ・国公立順にいうえお順とする

16. 規約・申し合わせ事項の改定について 役員推薦委員会からの検討事項

(資料：役員推薦委員会からの検討事項)

本来的には、規約・申し合わせ事項の改定を行う予定であったが、それには至らなかった理由と、検討されてきた経緯について、野嶋委員長より、配布資料に基づき説明があった。

1) 会員校・代表者・役員の関係について

- ・前回から役員・会員校・代表者との関係について検討していたが、何点か困難な内容が出てきた。
- ・協議会は、会員校から“代表として選出された 1 名の看護学専門の教員”・・・であることまでは決定している。しかし、代表者は、会員校から 1 年間の任期で出している。会員校サイドからすると、当該年度以外については未定ということになる。
- ・役員と会員校、代表者が時間軸で一貫しておらず、不一致や辞退校がでてくる。
- ・現行の方法であると、推薦時の名簿リストと、総会時の代表者が一致せず、辞退者が出る可能性が

ある。当該年度 1 年目で代表者でなくなる可能性があり辞退 X-2 が出る。当該年度 2 年目で不一致が起こり辞退例が出る (x-3)。今の方法であると、辞退をする可能性が 3 回も出てくる。しかし会員校からすると、4 年間も保証するのはたいへん難しいことになる。特に推薦の際に学部長の選挙を行って 2 年ごとの任期であると、常に辞退者がでる可能性が出てくる。現在は学部長が代表であるところが多いので、学部長選があるところとないところによって役員に推薦される確率が異なり、必ずしも公平性が担保できない。

- ・ 前回までの合意点としては、A 案であり、少なくとも任期の 1 年目のリストに基づいて意向調査をするという案がでてきた。ただ、総会の問題があり、役員の任期が切れると次の総会には新役員が運営することになる。役員は代表者ではあるが、総会するときには執行部になるので代理が代表者として出席し、賛成反対の決議に加わっている。すると役員になった時点で、代表者ではなくなるのかがどうかが課題になってくる。また、時期会長を決める場合、2 年間代表者である人が会長になるしかない。すると誰が 2 年間代表者になれるのかということが課題となる。
- ・ 検討していきたいことは、任期を総会から総会に変更すること、任期 1 年目のリストに基づき意向調査をする。役員になった場合は (1 年目は大丈夫だが) 2 年目に関しても役員として執行してもらい、そのかわり代表者は別に立てる。といった案についてである。
- ・ 現在は案ではあるが、以上のようなことを 1 年間かけて検討したいと考えているため、規定の提案は見送りたい。

2) 役員の人数配分や交代について

- ・ 3 名の役員の定員増と、国公立の配分を基本的には 1:1:1 とすることが検討されたが、何をもってバランスとしているかが難しい問題である。数でいくと、2:2:3 が現在のバランスといえる。また、半数交代を守るのか。意向調査をして推薦するとなると難しいことがある。いずれにしても 1 年かけて検討したい。

3) 総会での報告

役員・会員校・代表者との関係の考え方を整理し、組織が安定でき、公平性が保てる形で役員選出方法、規定を提案したいということとして、20 年度の活動予定として報告したい。と説明があった。以上の説明に基づき、総会次第について検討された。

- ・ 9) 「平成 21 年度役員の選出について」は、21 年度役員候補者の承認を得るとともに、役員選出に関する現在までの経過と計画について述べたほうがよいため、
 - 4) 庶務報告の次 5) 平成 21 年度役員候補者の承認を入れる。
役員推薦委員会は復活させ、役員選出の課題と計画について述べる。
 - 7) 日本看護系協議会規約および申し合わせ事項の改定については削除する。

17. その他

会長活動報告

- ・ 福岡女学院看護大学開学記念式典出席 (5 月 10 日) した。
医師及び医療関係職員と事務職員等との間等での役割分担の推進について (資料 13)
(医政発第 1228001 号に関する日本看護協会の見解について)
- ・ 専門看護分野「家族支援」分野の特定について (日本看護協会) (資料 14)

について資料を添えたので目を通してほしいと井部会長より説明があった。

次回役員会日程

日 時 : 平成 20 年 6 月 21 日 (土) 13:00 ~ 16:00

場 所 : 未定 聖路加看護大学 1 階会議室または五反田新事務所
準備が整い次第連絡する。